

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和 5 年 9 月

新 発 田 市

目 次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	…1
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の形態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	…4
第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の形態等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	…9
第 3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	…9
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	…10
1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し	…10
2 農用地利用集積等将来の農地利用のビジョン	…11
第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	…13
1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	…13
2 利用権設定等促進事業に関する事項	…14
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他の農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	…20
4 北越後農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受け行う農作業の実施の促進に関する事項	…24
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	…24
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	…25
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	…26
第 6 そ の 他	…26

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(地理的概況)

1 新発田市は新潟県の北部に位置し、北西部には白砂青松と形容される美しい海岸が広がり、南東の山岳地帯には豊かな自然景観に恵まれた磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園がある。また、かつて東洋一といわれた堤桟を有する加治川の水系によって潤う肥沃な土地が広がっている。

このような地理的条件等を活かし、水稻を主体に、アスパラガスや越後姫をはじめとする園芸のほか、鶏、豚、乳用牛、肉用牛といった幅広い畜産など、多種多様な農業生産が行われている。

(農業構造の変化 - 農業人口及び農地利用の現状と見通し)

2 平成 27 年の総農家数 3,428 戸に対して、5 年後の令和 2 年には 2,597 戸と、5 年間で 831 戸（約 24.2%）減少している。また、農業経営体の経営主のうち、65 歳以上が占める割合は 61.0% と、高齢化が顕著となっており、今後 5~10 年間で離農者が急増することが予想される。

農地利用の面では、担い手への農地集積割合が平成 25 年度末の 60.5% から令和 4 年度末には 78.7% へと高まっているものの、依然として耕作地が分散した状態は解消されず、担い手の規模拡大の阻害要因となっている。

地域計画策定に向けた関係機関の話し合いの途中経過から判断すると、米価下落による農業経営の魅力低下などから、現状の耕作者の規模拡大志向が思いのほか低く、農業後継者の確保が非常に困難な状況となっていることが見てとれ、農地の受け手不足が深刻化していることが強く懸念される。

(育成すべき農業者のすがた)

3 このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標（指標）を明らかにし、効率的かつ安定的な経営を行う農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者 1 人あたり 400 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 2,000 時間以内）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

(新発田市の農業振興の方向)

4 新発田市は、関係機関と連携しながら、地域計画の策定・実践に向けた取組を進めるため、地域での徹底的な話し合いを促すとともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を図ることを

支援するため、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業、その他経営や生産の向上に必要な措置を総合的に実施する。

＜関係機関との連携＞

市や市農業委員会、北越後農業協同組合、農業普及指導センター等が実施する「農業支援ワンストップ窓口」を核として、幅広くてきめ細やかな相談体制を敷き、地域計画の策定・実践に向けた取組の実現に向けた集落等の具体的な取組をサポートする。

将来を担う農業経営体に対して経営規模拡大等による生産コストの低減や園芸導入、六次産業化のほか、規模拡大が可能となるような品種構成や省力化技術の導入、機械体系などの営農改善方策の提示等を行い、農業者が主体性を持って自らの地域の農地を守り、地域農業を発展させていくよう支援する。

＜農地の流動化及び農地利用の最適化＞

効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、地域計画策定に向けた話し合いを促しつつ、農業委員などを中心に農地の出し手と受け手を適切に結びつけ、農地が集約化（集団化・連担化）された形で農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等に利用集積されるよう、農地中間管理事業の活用を核としながら農地流動化と農地利用の最適化に努める。

近年、増加傾向にある遊休農地についても、認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

また、このような農地流動化による経営規模拡大と併せて、先端技術等を活用した農作業受委託の促進を図ることで、実質的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

＜法人化をはじめとする多様な担い手の育成と確保＞

地域計画策定に向けた話し合い結果を基に、関係機関が連携して実施している「農業支援ワンストップ窓口」等でサポートしながら、兼業農家や小規模農家、高齢農家等が役割を發揮できる集落営農の組織化や法人化を促進していくとともに、第 1 の 5 に示す親元就農者や新規参入者のほか、農福連携や農地所有適格法人以外の法人の参入も選択肢に入れるなど、地域の実情に応じた多様な担い手を確保する。

また、地域計画策定に向けた話し合いを通じて、農業や農村を取り巻く現状を丁寧に説明しながら、土地持ち非農家を含む地域全体で地域の担い手を支えていく必要があることを意識づけていく。

女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請を推進するとともに、地域計画や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるなど、女性農業者の積極的な参加・協力を促進する。

法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度、法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、担い手を育成・確保するにあたって重要な施策であり、地域計画に基づいた認定農業者及び認定新規就農者への農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置について

も認定農業者や認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努める。

＜稲作の低コスト化や園芸導入、農畜産物のブランド化などによる農業所得の拡大＞

ほ場の大区画化や農地集積・集約化を進めるほか、農業のデジタル化（スマート農業）による農作業の省力化を促進するなど、稲作の生産コストを低減するよう誘導する。

また、水田をフルに活用した大豆・園芸作物の生産によって米価の安定化を図ることはもとより、冬期間の収入確保や育苗ハウスの有効活用の観点からも、野菜や花き、果樹などを取り入れた複合経営を積極的に推進していく。

人口減少に伴う国内の米消費低下の流れの中、新発田市米輸出推進協議会を中心とした新発田産米の輸出促進によって新たな需要を創出していくとともに、国内外のバイヤー等の意見をもとに、アスパラガスや越後姫、新発田牛（しばたうし）などの産地化やブランド化を推進し、他産地との差別化・高付加価値化を目指す。

（新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成）

5 新発田市の令和4年の新規就農者は23人であり、過去3年間は、ほぼ横ばいの状況となっている。農業の維持・活性化を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（1）確保・育成すべき人数の目標

新潟県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標（毎年280人）を踏まえ、新発田市においては年間で20人の当該青年等の確保を目標とする。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間以内）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の3に示す主たる従事者の1人あたり年間所得の目標の8割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得320万円程度）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については市農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや北越後農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の形態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、先進的な事例をモデルに、市内の主な営農類型を当てはめ、目標とする主要な営農類型を示すと次のとおりである。

【個別経営体】

(農業経営指標)

営農類型	経営規模	生産方式	農業従事の形態等
水稻単作 (平場)	〈作付面積等〉 水稻 25ha	ゆきん子舞 (加工用) 9ha コシヒカリ 10ha 新之助 6ha <主な機械・施設> • トラクター 60ps 1台 • 田植機 8条 1台 • コンバイン 5条 1台 • ドローン 1台 所得 8,366千円 労働時間 4,440時間	主たる農業者2名 +農繁期のパート1名
水稻単作 (中山間地)	〈作付面積等〉 水稻 12ha 防除受託 38ha	こしいぶき 4ha コシヒカリ 8ha <主な機械・施設> • トラクター 45ps 1台 • 田植機 8条 1台 • コンバイン 4条 1台 • ドローン 1台 所得 8,188千円 労働時間 4,958時間 周辺ほ場の基幹防除をドローンで受託	主たる農業者2名 +農繁期のパート1名
水稻 + イチゴ	〈作付面積等〉 水稻 16.5ha イチゴ 0.1ha(ハウス)	越後姫の高設栽培 ゆきん子舞 (加工用) 5.0ha コシヒカリ 6.6ha 新之助 4.9ha <主な機械・施設> • トラクター 45ps 1台 • 田植機 8条 1台 • コンバイン 4条 1台 • イチゴハウス 100坪 3棟 所得 7,833千円 労働時間 4,461時間	主たる農業者2名 +農繁期のパート1名

高性能省力機械施設の導入、休日制の導入などにより、従事形態の改善を図る。

水稻 + アスパラガス	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻 13ha アスパラガス 0.6ha(露地)</p>	<p>ゆきん子舞 (加工用) 4ha コシヒカリ 5.5ha 新之助 3.5ha</p> <p><主な機械・施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 45ps 1台 ・田植機 8条 1台 ・コンバイン 4条 1台 <p>所得 8,105千円 労働時間 6,369時間</p> <p>アスパラガスの収量を0.1haあたり1,300kgを想定</p>	<p>主たる農業者2名 +農繁期のパート2名程度</p>	
水稻 + ハウス園芸(アスパラガス)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻 13ha アスパラガス 0.3ha(ハウス)</p>	<p>ゆきん子舞 (加工用) 4ha コシヒカリ 5.5ha 新之助 3.5ha</p> <p><主な機械・施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 30ps 1台 ・田植機 6条 1台 ・コンバイン 3条 1台 <p>所得 9,389千円 労働時間 4,486時間</p> <p>アスパラガスの収量を0.1haあたり2,500kgを想定</p>	<p>主たる農業者2名 +農繁期のパート1名</p>	
水稻 + ハウス園芸(オクラ・オータムポエム)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>稻 21ha オクラ 0.2ha(ハウス) オータムポエム 0.5ha(ハウス)</p>	<p>ゆきん子舞 (加工用) 7ha コシヒカリ 8ha 新之助 6ha</p> <p><主な機械・施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 45ps 1台 ・田植機 8条 1台 ・コンバイン 5条 1台 <p>所得 7,891千円 労働時間 4,655時間</p>	<p>主たる農業者2名 +農繁期のパート1名</p>	
水稻 + ネギ	<p>〈作付面積等〉</p> <p>稻 16ha ネギ 1.0ha</p>	<p>ゆきん子舞 (加工用) 6ha コシヒカリ 6ha 新之助 4ha</p> <p><主な機械・施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 45ps 1台 ・田植機 8条 1台 ・コンバイン 4条 1台 <p>所得 8,137千円 労働時間 5,728時間</p>	<p>主たる農業者2名 +農繁期のパート2名程度</p>	
水稻 + サトイモ	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻 15 ha サトイモ 1.5ha</p>	<p>ゆきん子舞 (加工用) 4.5ha コシヒカリ 6.0ha 新之助 4.5ha</p> <p><主な機械・施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 45ps 1台 ・田植機 8条 1台 ・コンバイン 4条 1台 <p>所得 8,129千円 労働時間 4,893時間</p>	<p>主たる農業者2名 +農繁期のパート1名</p>	

		<p>ゆきん子舞 (加工用) 6ha コシヒカリ 7ha 新之助 6ha</p> <p><主な機械・施設> ・トラクター 45ps 1台 ・田植機 8条 1台 ・コンバイン 5条 1台</p> <p>所得 7,973千円 労働時間 4,159時間</p> <p>いちじくはコンテナ栽培 いちじく・ぶどうとも育苗ハウスを利用</p>	
イチゴ単作	<作付面積等> イチゴ 0.17ha(ハウス)	<p>越後姫の高設栽培</p> <p><主な機械・施設> イチゴハウス 100坪 5棟</p> <p>所得 3,846千円 労働時間 2,559時間</p>	主たる農業者1名 +農繁期のパート1名
ネギ単作	<作付面積等> 春ネギ 0.6ha 夏ネギ 1.0ha 秋冬ネギ 0.6ha	<p><主な機械・施設> トラクター 30ps チェーンポット移植機 1台</p> <p>所得 4,055千円 労働時間 3,292時間</p> <p>ネギは収穫後、共選施設にて調整・出荷</p>	主たる農業者1名 +農繁期のパート2名程度
花き(チューリップ等)	<作付面積等> チューリップ 0.1ha ユリ 0.6ha	<p>畠地の自家で栽培</p> <p><主な機械・施設> ・鉄骨ハウス 300坪 1棟 ・パイプハウス 100坪 1棟 ・冷蔵庫 20坪 1台 ・トラクター 30ps 1台</p> <p>所得 8,010千円 労働時間 6,696時間</p>	主たる農業者2名 +恒常的なパート1名
酪農	<作付面積等> 酪農 60頭	<p><主な機械・施設> ・成牛舎 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・自動給餌機</p> <p>所得 8,929千円 労働時間 4,188時間</p> <p>酪農ヘルパーの時給3,000円</p>	主たる農業者2名
養豚	<作付面積等> 養豚 140頭	<p>家畜排泄物は適正に処理</p> <p><主な機械・施設> ・肉豚舎 1棟 ・繁殖分娩豚舎 1棟 ・浄化槽</p> <p>所得 12,788千円 労働時間 5,940時間</p>	主たる農業者3名
水稻 + 肉用牛	<作付面積等> 水稻 7.0ha 肉用牛 100頭	<p>ゆきん子舞 (加工用) 2.0ha コシヒカリ 3.0ha 新之助 2.0ha</p> <p><主な機械・施設></p>	主たる農業者2名

		<ul style="list-style-type: none"> ・牛舎 1棟 ・堆肥舎 1頭 ・トラクター 30ps ・コンバイン 3台 <p>所得 9,135千円 労働時間 3,964時間</p>		
--	--	--	--	--

※経営管理方法は、複式簿記記帳により、経営と家計を分離するとともに、青色申告の実施を基本とする。

【組織経営体】

(農業経営指標)

営農類型	経営規模	生産方式	農業従事の形態等 ⁶	
水稻単作	<作付面積等> 水稻 100ha	<p>ゆきん子舞（加工用）15ha こしいぶき 30ha コシヒカリ 30ha 新之助 10ha いただき（加工用） 15ha</p> <p><主な機械・施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 60ps 2台 ・田植機 8条 2台 ・コンバイン 6条 2台 <p>所得 36,196千円 労働時間 17,237時間</p>	主たる農業者8名	
水稻 + 大豆等(集落ぐるみ型組織)	<作付面積等> 水稻 80ha 大豆 20ha	<p>ゆきん子舞（加工用）15ha こしいぶき 20ha コシヒカリ 30ha 新之助 15ha</p> <p><主な機械・施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 60ps 2台 ・田植機 8条 2台 ・コンバイン 6条 2台 <p>所得 37,809千円 労働時間 15,759時間</p> <p>オペレーターへ配当を重視した農事分業配当(400万程度)の農事組合法人を想定</p>	主たる農業者（オペレーター）4名+農繁期及び水管理等従事農業者12名程度	高性能省力機械施設の導入、休日制の導入などにより、従事形態の改善を図る。
水稻 + 大豆等	<作付面積等> 水稻 80ha 大豆 20ha	<p>ゆきん子舞（加工用）15ha こしいぶき 20ha コシヒカリ 30ha 新之助 15ha</p> <p><主な機械・施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 60ps 2台 ・田植機 8条 2台 ・コンバイン 6条 2台 <p>所得 32,711千円 労働時間 15,759時間</p>	主たる農業者8名	

水稻 + アスパラガス	<p><作付面積等></p> <table border="0"> <tr><td>水稻</td><td>75ha</td></tr> <tr><td>アスパラ</td><td>1.5ha</td></tr> </table>	水稻	75ha	アスパラ	1.5ha	<p>ゆきん子舞（加工用）15ha こしいぶき 20ha コシヒカリ 30ha 新之助 10ha</p> <p><主な機械・施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 60ps 2台 ・田植機 8条 2台 ・コンバイン 6条 2台 <p>所得 36,731千円 労働時間 16,839時間</p>	主たる農業者8名 + 農繁期のパート2名		
水稻	75ha								
アスパラ	1.5ha								
水稻 + タマネギ + ブロッコリー	<p><作付面積等></p> <table border="0"> <tr><td>水稻</td><td>34ha</td></tr> <tr><td>タマネギ</td><td>1.0ha</td></tr> <tr><td>ブロッコリー</td><td>1.0ha</td></tr> </table>	水稻	34ha	タマネギ	1.0ha	ブロッコリー	1.0ha	<p>ゆきん子舞（加工用）7ha こしいぶき 6ha コシヒカリ 12ha 新之助 9ha</p> <p><主な機械・施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 60ps 1台 ・田植機 8条 2台 ・コンバイン 5条 1台 ・自動定植機 1台 <p>所得 17,165千円 労働時間 9,799時間</p>	主たる農業者4名 + 農繁期パート雇用
水稻	34ha								
タマネギ	1.0ha								
ブロッコリー	1.0ha								
水稻 + キャベツ + ブロッコリー	<p><作付面積等></p> <table border="0"> <tr><td>水稻</td><td>34ha</td></tr> <tr><td>キャベツ</td><td>1.0ha</td></tr> <tr><td>ブロッコリー</td><td>1.0ha</td></tr> </table>	水稻	34ha	キャベツ	1.0ha	ブロッコリー	1.0ha	<p>ゆきん子舞（加工用）7ha こしいぶき 6ha コシヒカリ 12ha 新之助 9ha</p> <p><主な機械・施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 60ps 1台 ・田植機 8条 2台 ・コンバイン 5条 1台 ・自動定植機 1台 <p>所得 16,946千円 労働時間 9,489時間</p>	主たる農業者4名 + 農繁期パート雇用
水稻	34ha								
キャベツ	1.0ha								
ブロッコリー	1.0ha								
水稻 + えだまめ + キャベツ	<p><作付面積等></p> <table border="0"> <tr><td>水稻</td><td>34ha</td></tr> <tr><td>えだまめ</td><td>6.0ha(直播)</td></tr> <tr><td>キャベツ</td><td>1.0ha</td></tr> </table>	水稻	34ha	えだまめ	6.0ha(直播)	キャベツ	1.0ha	<p>ゆきん子舞（加工用）7ha こしいぶき 6ha コシヒカリ 12ha 新之助 9ha</p> <p><主な機械・施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 60ps 1台 ・田植機 8条 2台 ・コンバイン 5条 1台 ・自動定植機 1台 <p>所得 20,003千円 労働時間 10,509時間</p>	主たる農業者5名 + 農繁期パート雇用
水稻	34ha								
えだまめ	6.0ha(直播)								
キャベツ	1.0ha								

※経営管理方法は、法人化を目指した経営体の体质強化のため、自己資本比率の充実を図るとともに、青色申告の実施を基本とする。

以上は、主な営農類型をモデルとして示したものであり、他にも意欲ある農業者の創意工夫により、他の作目・作物を組み込んだ営農類型や農産物加工に取り組む類型、畜産や施設園芸などをはじめとする単一専業経営などについても、効率的な農業経営の指標とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の形態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- 1 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね8割を確保できるような農業経営の規模とする。
- 2 ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、本市農業が持続的に発展していくため、効率的かつ安定的な経営を行う農業経営体の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及び各種支援制度を活用するとともに新潟県農業経営・就農支援センター、北越後農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な農業経営先での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を関係機関と連携して行う。

更に農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、高齢者及び非農家等の労働力活用等に取り組む。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、市や市農業委員会、北越後農業協同組合、農業普及指導センターなど関係機関が連携して実施している農業支援ワンストップ窓口を活用し、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識取得に向けた研修実施、必要となる農用地等に農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。併せて、就農準備から定着まで必要となる様々なサポートを一貫して行う。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国支援策や県の新規就農関連支援策を効

果的に活用しながら、確実な経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行う。また、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市や市農業委員会、北越後農業協同組合、農業普及指導センター等で構成する「農業支援ワンストップ窓口」を核として、幅広くてきめ細やかな相談体制を敷き、地域計画の実現に向けた集落等の具体的な取組をサポートする。

将来を担う農業経営体に対して経営規模拡大等による生産コストの低減や園芸導入、六次産業化のほか、規模拡大が可能となるような品種構成や省力化技術の導入、機械体系などの営農改善方策の提示等を行い、農業者が主体性を持って自らの地域の農地を守り、地域農業を発展させていくよう支援する。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業支援ワンストップ窓口を構成する関係機関と連携して、作付品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営イメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、新潟県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。さらに、新たな農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

地域資源活用地域は、担い手の高齢化や過疎化の進行に伴い、担い手不足が深刻であり、また鳥獣害による被害も著しい地域ではあるが、中山間地域等直接支払制度を活用した集落の維持や、集落営農の組織化等への動きが期待されている。多くの酪農農家の活動拠点となっている地域もある。

一方、都市化空間活用地域においては、市街地に近い立地条件を活かし、消費者との交流を結びつけた営農活動の活性化が期待されている反面、農地の改廃や転用が危惧されている。

生産基盤確立地域においては、当市農用地の大部分を占めており、ほ場整備事業の進展に伴い、集落営農組織や認定農業者への農地の集積化が進んでいる。

(2) 今後の見通し

地域資源活用地域においては、中山間地域等直接支払制度の活用や集落営農組織等の育成を図り、担い手への農地集積を進め、耕作放棄地の増加の抑制につなげたい。

都市化空間活用地域においては、市街地の都市的機能の充実に伴い、市街地に隣接する農用地を中心として農用地利用計画の変更がなされ、今後も農用地の多用途土地利用が進むものと考えられるが、農業生産基盤の整備を実施あるいは計画中、又は今後積極的に推進すべき農用地及び生産性が高く周辺の土地利用の現況から集団的優良農地として確保すべき農用地については、その確保に努めることにより、担い手への農地集積が進むと考える。

生産基盤確立地域においては、ほ場整備による農用地の大区画化がさらに進むことから、大区画ほ場に対応できない農業者と規模拡大を望む認定農業者の二極化とともに、この地域において数多くの集落営農組織が法人化へ取り組んでいることから、担い手への農地集積が進むものと考える。

2 農用地利用集積等将来の農地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地の利用集積を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等

目標年次（令和5年度）までに効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への集積を9割（9,540ha）程度まで進めることを目標とする。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
○担い手への集積 90%程度 (農地集積面積 9,540ha程度)	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和5年度とする。

○農用地の面的集積に向けた目標

農地中間管理事業を中心に、農地中間管理機構が行う特例事業も活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の面的集積の割合を高めることを目標とする。

○効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

区分	営農類型	育成すべき経営体の目標数	備考
個別経営体	1 水稲単作（平場）	230	
	2 水稲単作（中山間地）	45	
	3 水稲+イチゴ	15	
	4 水稲+アスパラガス	15	
	5 水稲+ハウス園芸（アスパラガス）	15	
	6 水稲+ハウス園芸（オクラ・オータムポエム）	5	
	7 水稲+ネギ	10	
	8 水稲+サトイモ	5	
	9 水稲+果樹（とうとう、いちじく、ハウス栽培ぶどう等）	23	
	10 イチゴ単作	10	
	11 ネギ単作	5	
	12 花き（チューリップ等）	20	
	13 酪農	20	
	14 養豚	7	
	15 水稲+肉用牛	5	
組織経営体	1 水稲単作	15	
	2 水稲+大豆等（集落ぐるみ型組織）	25	
	3 水稲+大豆等	20	
	4 水稲+アスパラガス	5	
	5 水稲+タマネギ+ブロッコリー	10	
	6 水稲+キャベツ+ブロッコリー	5	
	7 水稲+えだまめ+キャベツ	5	
計		515	

(3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積を推進するため、新発田市は、市農業委員会、北越後農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体と連携する。また、それらの経営体を育成するため、地域計画の策定・実践に向けた取組の推進と併せて、各種支援制度等の積極的な活用を図り、団地面積の増加による農用地の集約化を進め、担い手への農地集積を加速し、地域全体で農用地の確保・有効利用を目指す。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

新発田市は、新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、当市農業の地域特性、即ち、稲作を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業を中心としながら、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

新発田市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、意欲ある農業者の経営改善に結びつくよう、各地域の特性を踏まえて、地域計画の策定による担い手の明確化と、地域住民の役割分担の下に、これら担い手に対する農地利用集積・集約化を、以下の地域で重点的に実施するものとする。

- ア 地域資源活用地域においては、生産条件の未整備から遊休農地の増大が懸念されるため、地域条件にあったほ場整備により農地流動化の条件整備を進めるとともに、農作業受託農家の掘り起こしや受託組織の育成、農用地利用改善事業の推進を図る。
- イ 生産基盤確立地域においては、今後も県営ほ場整備事業の実施が見込まれることから、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに当市の基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、既存の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、北越後農業協同組合、市内土地改良区、農業普及指導センター等の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意

向が反映されるように調整を行う。

また、農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、農用地として維持することが困難な農用地については、別途計画を作成する等農用地の保全を図る。

地域計画の策定に当たって、関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を定期的に実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

地域計画の策定に当たって、関係機関と連携しながら、経営体への農地集約化の方向性や兼業農家・高齢農業者との役割分担等についての十分な話し合いによる合意形成を基礎として、下記を踏まえ、経営体等への農用地の利用集積・集約化、農作業受委託を促進する。

また、本事業における所有権の移転は、農地中間管理機構が行う特例事業を活用するものとし、市町村の区域を越えて農用地の貸借等を行う場合は、広域的な農地利用調整活動等を通じて、適正な調整の下で経営体への農用地の利用集積を図る。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(イ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従業者たる構成員をいう。）がいること。
 - (オ) 所有权の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等

を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理機構、法第 7 条第 1 号に掲げる農地中間管理機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定を受ける場合若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定を行なうため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

なお、この場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようするものとし、農地所有適格法人の経営が農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようとする。

- (6) ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- (7) 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せて行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められた場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- (1) 新発田市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させるものとする。
- (2) 新発田市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の策定手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- (1) 新発田市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）ものとする。

- ② 新発田市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認められるときは、その都度、農用地利用計画を定めるものとする。
- ③ 新発田市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用関係の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、新発田市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 新発田市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる北越後農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定による農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 新発田市は、(5)の①の規定による市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 新発田市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、北越後農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、農用地利用集積計画を定めることができるものとする。

④ 新発田市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者 ((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するよう努めるものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、北越後農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む。）を新発田市長に報告する旨の条件
 - ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担

カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に従事常時する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況
キ その他参考となるべき事項

⑧ ①に規定する者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項

- ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- イ 原状回復の費用の負担者
- ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
- エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同 意

新発田市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 20 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公 告

新発田市は、市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告するものとする。

(10) 公告の効果

(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 新発田市は、公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき
- ② 新発田市は以下のいずれかに該当するときは、市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア 公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき
 - イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき
- ③ 新発田市は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の公報に掲載すること等により行う。
- ④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。
また、市農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業の実施等）の働きかけ等を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

新発田市は、地域計画策定の協議の場における合意形成を通じて地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農

業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適當であると認められる区域とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から集落等を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落等の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請を新発田市に提出して、農用地利用規程について認定を受けることができる。
- ② 新発田市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23

条第1項の認定を行うものとする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 新発田市は②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告するものとする。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 新発田市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定を行うものとする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を

行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係わる農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（7） 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8） 農用地利用改善事業の指導、援助

① 新発田市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとする。

② 新発田市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、市農業委員会、北越後農業協同組合、農

地中間管理機構（新潟県農林公社）等の指導、助言を求めてきたときは、担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努めるものとする。

4 北越後農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

新発田市は次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 北越後農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の委託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- キ 農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等

(2) 北越後農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

北越後農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

新発田市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、北越後農業協同組合や農業普及指導センターなど関係団体との連携を密にしながら、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組むものとする。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に發揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進するものとする。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の5に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや農業普及指導センター、北越後農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報提供を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、新発田市農業サポートセンター等を活用して、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

新発田市が主体となって新潟県農業大学校や農業普及指導センター、農業委員、指導農業士、北越後農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップ状況等を共有するとともに、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないよう、地域での交流を促し、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

③ 経営力の向上に向けた支援

青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」への加入促進や北越後農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップ

については農業普及指導センター、北越後農業協同組合、担い手育成総合支援協議会や指導農業士等、農地の確保については市農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

新発田市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な次の事項に配慮するものとする。

ア 農業経営の基盤となるほ場整備の推進や近代化施設の導入促進等により、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえで必要な条件整備を進めるとともに、生産技術の指導体制強化を通じ、農用地利用の集積や連担化による効率的作業単位の形成等望ましい農業経営の展開に資するよう努める。

イ 農業集落排水事業をはじめ農村環境整備関係事業の実施により定住条件の整備を推進し、農業の担い手確保に努める。

ウ その他地域農業の振興に関する施策を実施するにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

新発田市は、市農業委員会、農業普及指導センター、北越後農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について検討することとともに、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進するものとする。

② 市農業委員会等の協力

市農業委員会、北越後農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市はこのような協力の推進に配慮するものとする。

第6 そ の 他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則（平成 26 年新発田市公告第 57 号）

1 この基本構想は、平成 26 年 9 月 26 日から施行する。

附 則（令和 4 年新発田市公告第 1 号）

1 この基本構想は、令和 4 年 1 月 7 日から施行する。

附 則（令和 5 年新発田市公告第 55 号）

1 この基本構想は、令和 5 年 9 月 28 日から施行する。

別紙1（第5の2(1)⑥関係）

次に掲げる者が用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下に同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第5の2(2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年以上（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、特別の事情があると認められる場合には3年未満とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得る旨定めるものとする。</p> <p>ただし、災害による農用地の崩壊、公用、公用等による買収などやむを得ない理由により契約を解消する場合を除く。</p>	<p>1. 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費についての償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p>	I の③と同じ。	I の④と同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③と同じ。この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④と同じ。

IV 所有权の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農業地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに對価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。